



2019年4月1日、新元号が「令和（れいわ）」に決まりました。出典となった万葉集の関連書籍が人気だそうです。日本で最初に採用された元号は、西暦645年に孝徳天皇が定めた「大化」と言われています。以来、1300年余り経過した「平成」まで、247の元号が使われてきました。

かつては天皇の代替わりに限定せず、自然災害などがあった際にも改元されていました。天皇一代に一つの元号とする「一世一元制」が採用されたのは、明治42年（1909年）です。

改元の際の対応や分かりにくさから西暦に統一してほしいという声も多いようですが、日本固有の文化として大事にしていくのも良いのではないのでしょうか。

～ Q&A ちょっとした疑問を解決！ ～

Q1. 取締役へ退職金の支給を決めました。ただ資金繰りが厳しいため2年にわたり支給したいと考えています。全額今年度の損金にできますか？

A. 全額を今年度の損金に算入できます。

退職金を損金に算入する時期は、株主総会の決議などで支給額が具体的に確定した事業年度か、または実際に支給した事業年度のどちらか有利な方を選ぶことが出来ます。今年度の利益が例年と比べて高額で法人税負担が重くなりそうなら、全額を今年度の損金にしましょう。

Q2. 創立記念に社名入りの記念品を取引先や社員に配ります。社員は現物給与を受け取ったものとして給与課税されるのでしょうか。

A. 原則では所得税が課税されます。

ただし、取引先にも配る記念品で、かつ次の要件を満たすものなら、給与課税されません。

- ① 記念品を売却処分する際の金額が1万円以下であること。
- ② 支給する記念品が社会通念上で記念品としてふさわしいものであること。
- ③ 創業記念のように一定期間ごとに到来する記念で支給するものは、5年以上の周期で支給するものであること（商品券や金銭は所得税が課税されます）



Q3. 事務所の賃貸にあたり、礼金と仲介手数料を支払いました。支払分の全額を当期の損金に出来ますか？

A. 仲介手数料と20万円未満の礼金であれば支払った年に全額を損金に出来ます。

仲介手数料は全額を支払った年の損金に出来ます。一方で礼金は、20万円未満なら全額を当期の損金に出来ますが、20万円以上だと「繰延資産」に計上したうえで、5年かけて償却しなければなりません。ただし賃貸契約期間が5年未満の場合で、契約の更新時に再度権利金の支払いが必要な事が明らかな場合は、**賃借期間内で償却**する事になります。なお、敷金や保証金など契約満了日に返還されるものは、預け金的な正確のものであるため損金とはなりません。

Q4. 社員の息子が短期留学をします。扶養控除を適用するために「親族関係書類」や「送金関係書類」の提出は必要ですか？

A. 留学期間が1年未満なら、国外に住む親族を扶養対象として控除制度を適用するための書類は不要です。

親族が**1年以上にわたって国外に住む場合**、扶養控除などの控除制度を適用するには、「親族に該当する旨を証する書類」と「生計を一にすることを明らかにする書類」を確定申告や年末調整時に、提出または提示する必要があります。

【家族介護慰労金は非課税】

地方公共団体の中には、要介護認定を受けている人を介護している家族に対して、慰労金を支給するところがあります。

基本的に助成金や補助金といったものは、たとえ公的な支援であっても、それ自体に所得税などがかかるのが原則です。しかし国税庁は上記のような介護者支援慰労金は「見舞金的な性格が認められる」として原則非課税の扱いを認めています。

民間企業が従業員へ支払う介護手当も同じように非課税となり、会社側も福利厚生費として損金算入できます。

ただし「社会通念上妥当な金額」を超えると否認されるリスクがあります。

介護手当を導入している企業は多くありませんが、家族を介護する人材を離職させないためにも導入を検討する必要性は高くなっていくでしょう。

※HPのお知らせ※

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等掲載しておりますので、ぜひご覧ください！

弊所 HP : <http://www.uk-g.co.jp/>

今月のいろいろ「掲示板」

❖源泉所得税の納期限(特例の場合)

源泉所得税の納期の特例を受けている場合は、7月10日までに、今年の1月から6月に源泉徴収した金額を、**半年分まとめて納める**ことになりますので、直前に慌てないよう事前に準備をしておきましょう。

❖社会保険料の算定基礎届の提出

健康保険や厚生年金の保険料算定の基礎となる、標準報酬月額決定時期が来しました。毎年7月に、その年の4月、5月、6月に支払われた報酬に基づいて9月1日からの標準報酬月額を決定しています。手続きの対象となるのは、毎年7月1日にその会社に在籍し、社会保険に加入している社員(被保険者)全員ですが、**6月1日以降に被保険者となった方は対象外**です。算定の基礎となる報酬には、**通勤手当や住宅手当等の手当も含まれ、現物支給(定期券、食事、自社製品など)も金銭に換算して報酬に含めますので注意が必要です**。提出期限は7月10日となっています。



今月のあなたの運勢

❖血液型編❖

A型	B型	O型	AB型
諦めが早くなっています。状況、手応えがダメでも、もうちょっと粘ってみましょう。意外と驚くような結果がでるかも。	お金とモノの流れが良好になっています。自分の密かな楽しみを充実させるために使えば、後悔はなさそう。	対人関係にツキがありそう。相手の長所がよく見えるので、それをホメてあげれば運気が上昇するでしょう。	視野を広げて、行ったことがない場所へ行ったり、やったことがないことにチャレンジを。視界がパッと開けるはず。



優経税理士法人

～(経済産業省認定)経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐<http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。